事　務　連　絡
令和８年11月９日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各都道府県専修学校主管課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課　御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療機構運営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局高等学校振興課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

高病原性鳥インフルエンザに関する対策等について

環境省より、令和８年11月６日に秋田県由利本荘市において、令和８年10月30日から11月２日に回収された野鳥（ハシブトガラス）の死亡個体から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の発表がされました（別紙１）。

これを踏まえ、政府においては、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会が開かれ、情報共有がなされたところです。

各学校の設置者におかれては、休日等の児童生徒等の野外における諸活動を含め、下記の点について、設置する当該学校に対して周知し、適切に対応するようお願いします。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（以下、専修学校・各種学校を含む）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校又は附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第１項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いします。

周知に際しては、学校の働き方改革の観点から、教育委員会等の主催する研修・会議等を活用したり、クラウドを活用した文書の共有を行う等、学校の負担軽減に資する工夫について、適切に判断いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

１．一般的な感染予防対策の徹底

児童生徒等に対し、手洗いなどの一般的な感染予防対策を徹底されたい。

２．児童生徒等や教職員等に対する野鳥・家きん・飼育動物等への対応の徹底等

環境省作成の「野鳥との接し方について」（別紙２）を参考にしながら、下記（１）から（６）の取組について徹底されたい。

（１）同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、近くの都道府県や市町村役場に御連絡すること。

（２）死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用すること。

（３）日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをすること。

（４）野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがあるため、野鳥に近づきすぎないようにすること。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行うこと。

（５）不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けること。

（６）鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないようにすること。このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネットに破れがないか点検するなどの適切な措置を講じること。また、周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つこと。

３．正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染することはなく、また、鳥インフルエンザは、人に感染する可能性はきわめて低いものであり、根拠のない噂などにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応されたい。

(参考)

◇学校において予防すべき感染症の解説（29 ページ）

https://www.gakkohoken.jp/books/archives/282

（本件照会先）
＜学校における保健管理について＞
文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課保健管理係
TEL　03-5253-4111（内線 2976）

＜学校における飼育動物について＞
文部科学省初等中等教育局
教育課程課教育課程第三係
TEL　03-5253-4111（内線 3706）

＜専門高校における飼育動物について＞
文部科学省初等中等教育局
高等学校振興課産業教育振興室
TEL　03-5253-4111（内線 2384）

（別紙１）

環境省報道発表

令和８年 11 月６日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
（陽性確定　秋田県由利本荘市（野鳥国内１例目））

＜秋田県同時発表＞

１．　秋田県由利本荘市において、令和８年 10 月 30 日（金）から 11 月２日（月）に回収されたハシブトガラスの死亡個体について、国立環境研究所内にある専門検査会社で遺伝子検査を実施したところ、同年 11 月６日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の報告がありました。

２．　本事例は、今シーズン国内１例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。この報告を受け、回収地点の周辺 10ｋｍ圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
代　　表：03-3581-3351
直　　通：03-5521-8285
室　　長：佐々木　真二郎
室長補佐：千葉　康人
係　　長：白出　晶太郎
担　　当：田中　菜々美

■　詳細情報

	回収日	場所		検体情報		簡易検査		遺伝子検査		野鳥監視重点区域
		都道府県	市町村	検体の種類	鳥種名	結果判明日	結果	結果判明日	結果	指定日
野鳥１例目	11/2	秋田県	由利本荘市	死亡野鳥	ハシブトガラス	－	－	11/6	H5 亜型高病原性鳥インフルエンザ	11/6

■　経緯

・10 月 30 日（金）　秋田県由利本荘市でハシブトガラス２羽の死亡個体を回収。
・11 月１日（日）　近傍でハシブトガラス２羽の死亡個体を回収。
・11 月２日（月）　近傍でハシブトガラス３羽の死亡個体を回収。
・11 月４日（水）　１日及び２日に回収された個体のうち２羽について検体を国立環境研究所内にある専門検査会社に送付。
・11 月６日（金）　遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）を検出。回収地点の周辺 10ｋｍ圏内を野鳥監視重点区域に指定。

■　野鳥サーベイランスの対応レベルについて

・　高病原性鳥インフルエンザの発生状況により環境省が野鳥サーベイランスの対応レベルを設定し、対応レベルに応じて、鳥類生息状況等調査（野鳥の異常の監視等）と死亡野鳥等調査の強化を実施しています。
・　野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、10 月 21 日に「対応レベル２」に引き上げ済みであり、引き続き監視を強化します。
（参考）韓国での高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）の確認に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて（令和８年 10 月 21 日報道発表）
https://www.env.go.jp/press/111118_00065.html

表１　対応レベルの設定

対応レベル１	発生のない時（通常時）
対応レベル２	国内単一箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル３	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

※　近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを引き上げることがある。

表２　対応レベルごとの調査内容

対応レベル等	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査（死亡野鳥等調査）			
		検査優先種１	検査優先種２	検査優先種３	その他の種
対応レベル１	情報収集 監視	１羽以上	３羽以上	５羽以上	５羽以上
対応レベル２	監視強化	１羽以上	２羽以上	５羽以上	５羽以上
対応レベル３	監視強化	１羽以上	１羽以上	３羽以上	５羽以上
野鳥監視重点区域	監視強化	１羽以上	１羽以上	３羽以上	３羽以上

■　**留意事項**

（１）　鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活において鳥の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。

（２）　同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【公表について】

環境省では、野鳥監視重点区域の設定又は解除により対応レベルに変更がある場合、野鳥等において鳥インフルエンザに由来する大量死が確認された場合など、緊急性が高い場合には報道発表を行い、その他の場合には、下記環境省ホームページで鳥インフルエンザの発生状況を公表しています。

【参考情報】

- 高病原性鳥インフルエンザに関する情報（環境省ホームページ）
 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html
- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル
 https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

以　上

（別紙２）

野鳥との接し方について

〇同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。

〇死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。

〇日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。

〇野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれるおそれがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないよう十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。

〇不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。

鳥インフルエンザウイルスは、野鳥観察など通常の
接し方では、ヒトに感染しないと考えられています。
正しい情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。